

## 届出保育施設立入調査結果(作成日 令和5年9月22日)

施設名	兵庫県立はりま姫路総合医療センター 院内保育所
設置者、設置者法人番号	兵庫県立はりま姫路総合医療センター(8000020280003)
立入調査実施日	令和5年6月15日

### 指摘事項

指摘内容	改善状況	
救命処置の訓練について	職員に対する救命処置の訓練が実施されていない。事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう訓練を実施し、評価・改善できるよう記録を残すこと。	改善済
事故報告について	令和5年3月31日に発生した治療期間に30日以上要した事故に関して、立入調査日時時点で市への報告がなされていない。 死亡事故又は治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等が発生した場合は、所定の様式により、第1報は原則として事故発生当日に、第2報は原則1か月以内程度に、市幼保連携政策課監査・指導担当(監査指導課内)へ報告すること。	改善済

● 指導監督基準を満たしていないが、比較的軽微な事項

指摘内容	改善状況	
乳幼児の利用開始時健康診断について	入所時に乳幼児の健康診断に代わるものとして母子手帳の写しを提出させているが、診断日が利用開始日の属する月の6か月前の初日よりも前の乳幼児がいる。入所時の健康診断は、利用開始日の属する月の6か月前の初日から利用開始日の1か月後の日まで実施する必要があるため、提出された母子手帳に記載された診断日が当該期間内であるかを確認するとともに、当該期間外である場合には、速やかに健康診断を行うこと。	改善済
乳幼児の定期健康診断について	乳幼児の健康診断に代わるものとして母子手帳の写しを提出させているが、母子手帳の確認のみで概ね6か月ごとに健康診断が実施できていない児童がいる。概ね6か月ごとに健康診断を実施すること。施設で直接実施できない場合は、保護者から健康診断書の写しを提出させること。	改善済
感染症罹患後の再登園について	再登園にあたり、医師の証明を取得するように指示しているが、本市においては、姫路市医師会小児科医会との申し合わせにより治癒証明は求めず、「医師から登園可能であることを保護者が確認している」旨の記録又は保護者が記入する書面(登園届)により対応することとしているため、改めること。あわせて、「ご利用のしおり」の記載内容を修正すること。	改善済
安全計画について	安全計画は策定されていたが、職員及び保護者への周知が行われていなかった。職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期的実施すること。また、利用する児童の保護者等に対し、児童の安全に関する連携を図るため、施設での安全計画に基づく取り組みの内容等を、入園時等の機会において説明を行うなどにより周知すること。	改善済

生活管理指導表について	アレルギー疾患（食物アレルギーを含む）のある児童については、保護者記入の児童調査票のみを確認し、対応していた。アレルギー疾患のある児童には、医師の診断及び指示（生活管理指導表等）に基づき、適切な対応をすること。	改善済
安全確保について	園児が往来する場所にある低位置のコンセントについて、不使用時はカバーをするなど感電防止策を講ずること。	改善済